

宮城県公報

発行 県
 宮(総務部県政情報・文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度

(森林整備課)
一

告示

ページ

○宮城県告示第十五十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成三十年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成三十年十二月三日

宮城県知事 村井嘉浩

同一の単位とされる
保安林等の区域

保安林の種類

水源かん養保安林

本吉地区

北上川下流

石巻地区

追川地区

江合川上流

鳴瀬川上流

江合川下流

鳴瀬川下流

黒川地区

仙台地区

白石地区

魚つき保安林

干害防備保安林

防風保安林

石巻市

仙台市

蔵王町

川崎町

白石市

角田市

登米市

栗原市

東松島市

大崎市

柴田町

丸森町

七ヶ宿町

九四二・一四

六九二・六四

一、二五七・二五

〇・八六

二九五・二七

三五三・五六

三五二・九八

二九一・一四

五六・二六

五・一四

〇・九八

二・七二

三・六〇

〇・三〇

六・七二

一、三二七・九三

一、三九〇・四〇

土砂流出防備保安林

本吉地区

北上川下流

石巻地区

迫川地区

江合川上流

鳴瀬川上流

江合川下流

黒川地区

仙台地区

白石地区

角田市

登米市

栗原市

東松島市

大崎市

柴田町

丸森町

七ヶ宿町

九四二・一四

六九二・六四

一、二五七・二五

〇・八六

二九五・二七

三五三・五六

三五二・九八

二・七二

三・六〇

〇・三〇

六・七二

一、三二七・九三

一、三九〇・四〇

二三・六三

八・一〇

二五・〇二

六七・九〇

一五五・七六

二二三・二三

一二一・一二

三六・六四

六五・三九

二二三・五二

〇・四六

五・一八

〇・一二

二・〇八

九・九四

〇・〇五

四・三四

二・七二

三・一八

一・九二

五・一四

〇・九八

二・七二

三・六〇

〇・三〇

六・七二

一、二五七・二五

〇・八六

二二七・六六

一、三二七・九三

一、三九〇・四〇

保健保安林

氣仙沼市
東松島市
女川町
南三陸町
宮城北部地区
宮城南部地区

二・五六
○・四二
○・九二
二・九〇
○・九〇
二・三四
六・九〇